

インフォメーション 税

■確定申告ワンポイント情報「控除」■

社会保険料控除

国民年金保険料

国民年金保険料は、全額が確定申告の社会保険料控除の対象となります。

確定申告で控除を受ける場合には、納付した国民年金保険料を証明する書類の添付が必要です。

社会保険庁では、平成20年9月30日までに納付いただいた国民年金保険料額を証明した「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を11月上旬に送付しています。

確定申告の際には、この証明書と10月1日以降に納付した保険料の領収書をあわせて添付してください。

また、10月1日～12月31日までに、平成20年に初めて国民年金保険料を納付された方には、2月上旬に「控除証明書」を送付します。

紛失等による再発行や「控除証明書」に関するお問い合わせは、控除証明書専用ダイヤル(☎0570-070-117)へ

I P 電話・P H S からは ☎03-6748-8882 へ

☎武蔵野社会保険事務所 ☎0422-56-1411) 健康年金課 ☎(☎460-9825)

介護保険料

介護保険料は、社会保険料控除の対象となります。申告額は平成20年1月～12月に納付した額(過年度分を含む)です。申告の際領収書の添付は不要です。

高齢者支援課 ☎(☎438-4031)



医療費控除

介護保険サービスの利用者負担額

平成20年中に支払った介護保険のサービスの利用者負担額が「医療費控除」の対象となる場合があります(右表参照)。申告の際、医療費控除の対象金額が記載された領収書の添付が必要です。

高齢者支援課 ☎(☎438-4030)

(別表)

対象となるサービス		対象となる金額
施設	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) 地域密着型介護老人福祉施設	1割自己負担額と居住費・食費にかかる自己負担額の合計の2分の1
	介護老人保健施設 介護療養型医療施設	1割自己負担額と居住費・食費にかかる自己負担額
福祉系	訪問介護(生活援助を除く)	1割自己負担額 居宅サービス計画(ケアプラン)または介護予防サービス計画に位置づけられ、医療系介護サービスとともに利用していることが前提です。 保険給付の支給限度額超過分(全額自己負担となった部分)は控除の対象となりません。 通所介護の食費、短期入所生活介護の滞在費・食費は控除の対象となりません。
	夜間対応型訪問介護	
	介護予防訪問介護	
	訪問入浴介護	
	介護予防訪問入浴介護	
	通所介護(デイサービス)	
	認知症対応型通所介護	
	小規模多機能型居宅介護	
	介護予防通所介護	
	介護予防認知症対応型通所介護	
居宅サービス	介護予防小規模多機能型居宅介護	サービス利用の際の自己負担額と食費にかかる自己負担額 保険給付の支給限度額超過分(全額自己負担となった部分)も控除の対象となります。
	短期入所生活介護(ショートステイ)	
	介護予防短期入所生活介護	
	訪問看護	
	介護予防訪問看護	
	訪問リハビリ	
	介護予防訪問リハビリ	
	居宅療養管理指導	
	介護予防居宅療養管理指導	
	通所リハビリ(デイケア)	
医療系	介護予防通所リハビリ	1割自己負担額と滞在費・食費にかかる自己負担額
	短期入所療養介護(ショートステイ)	
	介護予防短期入所療養介護	
	介護予防短期入所療養介護	



考えてみましょう!! 「税金の大切さ」

～中学生の税についての作文コンテスト受賞者の紹介～

納税課 ☎(☎460-9831)



前列左から柳沢中学校 三石さん、松川さん、森本さん、井上さん、金森さん、黒澤さん、小野里さん、大旗さん、服部さん

全国納税貯蓄組合連合会が主催する平成20年度中学生の「税についての作文」に、市内各中学校から739編の応募がありました。審査の結果10人の方が入選し、昨年12月に表彰を受けました。入選作品は次の通りです(順不同)。

西東京市長賞・東京国税局管内納税貯蓄組合連合会 優秀賞・東京納税貯蓄組合連合会会長賞・服部真悠理さん(田無第三中3年、社会の仲間入り)

西東京市教育長賞・大旗章代さん(ひばりが丘中3年「よりよい未来の生活のために」)

西東京市租税教育推進協議会会長賞・東京国税局管内納税貯蓄組合連合会優秀賞・東京納税貯蓄組合連合会会長賞・小野里静佳さん(柳沢中3年「子供の立場から見た税金」)

東京都立川郡事務所長賞・黒澤慎治さん(青風中3年「税について考える」)

多摩武蔵納税貯蓄組合連合会会長賞・金森明香さん(明保中3年「税のありがたみ」)

多摩武蔵納税貯蓄組合連合会優秀賞・井上貴景さん(田無第一中3年「税の重み」)

森本華奈さん(田無第四中3年「本当の税の大切さ」)

東京税理士会東村山支部長賞・島野僚さん(ひばりが丘中3年「税の行方」)

社団法人東村山青色申告会会長賞・松川純也さん(田無第三中3年「身のまわりの税金」)

社団法人東村山法人会会長賞・三石雄大さん(柳沢中3年「税金の恩恵」)

市長賞

社会の仲間入り

東京都西東京市立田無第三中学校三年A組 服部 真悠理

私の母は自営業をしています。初めはボランティア的な事で市の公民館の部屋を借りて小さい子に音楽(リトミック)を教えていました。

そんな母が今年の春から「税金」を払う事になったので、私が学校から帰ると父と母がテーブルに山積になった紙を見ていたので驚いて、「どっしたの。」と尋ねると「税金払う為に、今までリトミックに使っていた費用とかを計算しているの。」と言いました。紙の量が多くて大変そうだなあ、と黙っていた作業は夜まで続きました。やっと終わった、と母が言った時、何故か嬉しそうな顔をしていました。「何で笑っているの、これからお金もらっても、税金払わなきゃいけないじゃん。」と私が言つとは母は「だってこれでこの仕事も社会の仲間入りでしょ。」と誇らしげでした。

「社会の仲間入り」

その言葉が、私の税に対する思いを百八十度変えました。正直、紙を色々計算したりして面倒だなあ、とか、稼いだお金を納めるのはなんだか損をするようで嫌でした。しかしあの言葉と母の嬉しそうな顔はそんな事を一度も思つた事がないような顔でした。

税を払うという事は、社会の一員という事で、沢山の事に役立てる事だと母は言っていました。私の身近では教科書や授業、道を渡る時の信号機や道路など、私達の生活に無くなってしまつたら大変な物ばかりだと知りました。また、おじいさん、おばあさんの年金や外国の援助の為に大切に使われているのだと聞き、面倒だ、なんて思っていた自分を恥ずかしく思いました。

誰かが働いて納めた税は、私たちの生活を豊かにし、安全にしてくれます。知らず知らずのうちに社会の人に助けられ、社会の人は知らない人を助けます。そんな素直な社会だと気付き、感謝の気持ちと、安心して生活をできる幸せを感じました。

私には今、夢があります。その夢が叶うように一歩一歩、本当に沢山の人の助けられ、感謝して生きていきます。また、夢が叶った時、私も夢をもつ人や困っている人、世界のみんなの為に税金を払いたいと思いました。

そして私の夢が「社会の仲間入り」をした時、私も母のように笑って税の素晴らしさを、人々のつながりを誰かに伝えたいと思います。